新大橋景観検討委員会規約

(設置)

第1条 本会は、「新大橋景観検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、新大橋、新大橋を含む大橋川、大橋川を含めた街並みの良好な景観を 形成するため、島根県が架け替える新大橋の設計に対して、景観上の専門的な意見・ 助言を行うことを目的とする。

(討議事項)

- 第3条 委員会は、以下の事項について意見・助言を行うものとする。
 - (1) 新大橋の形態・意匠、素材、色彩等に対する事項
 - (2) その他、必要と認められる事項

(組織及び構成員)

- 第4条 委員会は、別表の委員をもって構成する。
 - 2 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から新大橋の景観検討が満了するまで の期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
 - 2 委員長は会を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。
 - 3 委員長に事故がある時は、委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指 名した構成員がその職務を代行する。

(会議の開催)

- 第6条 委員会の開催は、委員長が招集する。
 - 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第7条 委員会の事務局は、島根県土木部都市計画課に置く。
 - 2 事務局は、委員会運営にかかる庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成28年12月26日から施行する。

新大橋景観検討委員会 委員名簿

【委 員】10名

氏 名	所属•役職
飯野 公央	島根大学法文学部 准教授
大屋 誠	松江工業高等専門学校 教授
小草 伸春	株式会社小草建築設計事務所(代表取締役)
柴田 亮	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長
二井 昭佳	国士舘大学理工学部 准教授
原田 直樹	島根県松江県土整備事務所長
藤居・由香	島根県立大学短期大学部 准教授
本間・恵美子	しまね文化振興財団 写真文化事業室長
吉田薫	株式会社共立エンジニヤー技師長
渡部 修	株式会社エイテック 中国支社 技師長

敬称略、五十音順